

国内外観光推進事業 映像を活用した仁淀川流域プロモーション 委託業務仕様書

1 業務名

国内外観光推進事業（映像を活用した仁淀川流域プロモーション）委託業務

2 業務の目的

「奇跡の清流・仁淀川」や「仁淀ブルー」とも呼ばれる、日本有数の水質を誇る仁淀川。

この仁淀川を主軸に、流域の6市町村が広域で連携して世界有数のブランド力を持つ観光エリアにしていくため、ここにしかない魅力を最大限表現できる映像を制作し、国内外の観光客に向けて効果的なプロモーション施策を展開することを通じて、「奇跡の清流・仁淀川」や流域市町村の一層の認知度及びブランド力の向上につなげることを目的とする。

また、国内外からの来訪者の周遊促進による滞在時間の延長と地域への経済効果の拡大及び、県都・高知市を起点とした流域への誘客につながる効果的なプロモーションを展開することによって、広域観光の振興を図る。

3 業務場所

仁淀川流域6市町村（土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村）及び高知市

4 委託契約期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

5 予算限度額

24,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

6 業務の概要

仁淀川流域の観光プロモーション動画の作成に係る業務（企画、構成、演出、撮影、編集、データ変換、配信作業等）

①映像の制作

○企画構成業務

- ・制作する映像の企画、構成及び台本（絵コンテ等を含む）は全て受託者が作成し、一般社団法人仁淀ブルー観光協議会及び6市町村と協議を重ねた上で内容を本業務の委託に反映し、請負うものとする。
- ・仁淀川流域の観光資源を含む魅力を最大限活かした映像作品とする。

○撮影及び編集

- ・受託者は、本事業が「れんけいこうち広域都市圏」事業であることを理解し、高知市

から仁淀川エリアへの周遊促進につながる視点を取り入れた映像とすること。

- ・受託者は、必要に応じ6市町村及び高知市と協議の上、映像の収集等に関する交渉を実施し、必要に応じて委託料の範囲内で使用料等を支払う。
- ・受託者は、取材や撮影を行う際、6市町村と日程調整の上、取材先の現地下見や打ち合わせを実施し、取材先への申請等の手続きについては受託者が行うこと。
- ・映像作品は、若い女性目線で仁淀川流域の「自然」「文化・歴史」「アクティビティ」を紹介するテーマとし、旅行で求められる「食」「買い物」についてもバランスよく紹介すること。素材選定など映像制作における重要事項については、一般社団法人仁淀ブルー観光協議会と協議のうえ決定すること。3テーマ別の長編映像（各3分程度）と、3テーマダイジェスト版のShort映像（15秒）を制作編集する。
- ・画角は16:9、高精細4K映像以上とする。
- ・高精細4Kドローン撮影技術を必ず取り入れ、仁淀川流域の魅力を表現する。
- ・海外プロモーション用として、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語の字幕を入れたものも制作すること。（複数言語を併記するのではなく、パターン毎に各言語のテロップを入れること。その際、日本語の直訳ではなくネイティブスピーカーによる翻訳を入れること。）

②プロモーション展開

○首都圏・関西圏でのプロモーション展開

- ・首都圏、山手線まで上チャンネルに1週間放映することとする。
- ・関西圏、環状線WESTビジョンに2週間放映することとする。

○高知県内主要箇所でのプロモーション展開

- ・高知龍馬空港のビジョンに2ヵ月間放映することとする。
- ・JR高知駅のビジョンに2ヵ月間放映することとする。
- ・高知観光情報発信館「とさてらす」及びこうち観光ナビ・ツーリストセンターにて可能な期間放映することとする。

○リスティング広告を活用したプッシュ型Web配信

- ・100円/1クリック計算で5,000人以上へのリーチを想定したWeb広告配信をすることとする。

○その他のプロモーション企画

- ・受託者の公式ホームページ、又は相応のWebサイトにおいて、本業務で制作した映像又は画像を活用し、本業務の事例紹介をすることとする。尚、その公式ホームページ又は相応のWebサイトについては、サイト訪問者数が多く想定されるものが望ましい。
- ・その他効果的な情報発信がある場合は、その手段や方法、効果等を示した上で提示すること。

○その他

- ・プロモーションについては高知市と連携して行うことが必要であるため、その都度協議のうえ実施する。

③成果品及び映像資料

- ・DVD（タイトルラベル付き） 20セット
- ・Blu-ray（タイトルラベル付き） 20セット
1セット：字幕有（英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語版）、
字幕無、音声・字幕なし
- ・MP4形式データ（YouTube等共有サイトへの掲載用） 20セット
1セット：字幕有（英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語版）、
字幕無、音声・字幕なし
- ・業務報告書
- ・仕様については、DVD（NTSC、PAL形式）、ウェブサイトやSNS、デジタルサイネージで再生可能なファイル形式とすること。

④実施スケジュール

	項目	日程
1	プロポーザル公募開始	令和3年1月14日（木）
2	質疑受付期限	令和3年1月18日（月）
3	質疑回答	令和3年1月21日（木）
4	参加表明書提出期限	令和3年1月25日（月）
5	企画提案書提出期限	令和3年1月29日（金）
6	プレゼンテーション	令和3年2月上旬（予定）
7	審査結果通知	令和3年2月中旬（予定）
8	契約手続き	令和3年2月中旬（予定）

⑤実績・プロジェクト体制

- ・受託者は、高精細4K映像制作の実績を有すること。
- ・受託者は、ドローンを使用した映像制作の実績を有すること。
- ・受託者は、「Cool Japan」など、国の観光インバウンド施策に関する映像を制作した経験を有すること。
- ・受託者は、本業務を遂行するにあたり、アドバイザー等含むプロジェクトチームを結成し、業務遂行することとする。また、本業務においては仁淀川流域の知名度向上が重要なミッションであることから、プロジェクトチームメンバーには、高知県観光特使あるいは相応の人員を配置するものとする。
- ・本業務における窓口担当者は、技術・経験ともに豊富であり、映像制作業務に精通し、

プロモーションに関わる業務経験を有するものとする。また、高知県内での高精細4K以上の映像の業務経験を有するものとする。

- ・本業務における窓口担当者は、高知県内の本店又は支店、営業所に在籍する担当者とし、常時連絡が取れる状態にあるものとする。
- ・本業務における制作ディレクターは、技術・経験ともに豊富であり、映像制作業務に精通し、プロモーションに関わる経験を有するものとする。
- ・受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱うこととし、プロジェクトチームには情報セキュリティ関連部門のスタッフを必ず配置することとする。
- ・受託者は、著作権・商標権・肖像権等の侵害行為をすることのないよう留意する必要がある、プロジェクトチームには法務関連部門のスタッフを必ず配置することとする。

⑥効果検証方法提案・測定

- ・プロモーション効果が測定できる仕組みを提案すること。
受託者は効果測定方法について、あらかじめ書面による承諾を得たうえで業務期間内に測定を行い、成果品として提出すること。

⑦その他留意事項

- ・業務遂行にあたっては、一般社団法人仁淀ブルー観光協議会及び6市町村と随時打ち合わせをして実施することとする。
- ・業務において打ち合わせをした場合は、受託者がその都度議事録を作成し提出する。

7 再委託の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

8 契約不適合責任

一般社団法人仁淀ブルー観光協議会は成果品が本契約の内容に適合しない場合は速やかに通知し、受託者は速やかに代替案を提示する等の対応をすること。

9 秘密保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また本業務に関して知り得た情報の漏洩、改ざん、滅失及び破棄の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

10 損害賠償責任

受託者の責に帰すべき事由により、一般社団法人仁淀ブルー観光協議会又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその責任を賠償することとする。

1 1 著作権

納品された映像資料等の著作権は一般社団法人仁淀ブルー観光協議会に帰属する。また、成果品は一般社団法人仁淀ブルー観光協議会又は仁淀川流域 6 市町村、観光協会、その他関係機関が作成するホームページや各種情報媒体、行事イベント等に随時使用・複製できるものとする。

1 2 法令等の遵守

本業務の実施においては、関係法令等を遵守すること。特に、著作権・商標権・肖像権等の侵害行為をすることのないよう留意することとする。

1 3 その他

この仕様書に定めない事項又は疑義が生じた場合は、双方が協議して定めるものとする。

